

## 静岡済生会看護専門学校学校関係者評価委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡済生会看護専門学校学則運営細則第25条の規定に基づき、静岡済生会看護専門学校学校関係者評価委員会（以下「委員会」という）並びに学校関係者評価の実施及び結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、学校関係者評価とは、学校教育法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

### (学校関係者評価)

第3条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、次の掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 関連業界等関係者      | 1名 |
| (2) 卒業生           | 1名 |
| (3) 教育に関し知見を有する者  | 1名 |
| (4) その他校長が必要と認める者 | 1名 |

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員会の運営)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 校長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

5 委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に1回以上開催しなければならない。

### (報酬及び費用弁償)

第6条 委員が委員会に出席したときは別表により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

### (学校関係者評価の評価結果)

第7条 委員長は、委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

### (学校関係者評価結果の活用)

第8条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

### (学校関係者評価結果の報告)

第9条 校長は、学校関係者評価結果を静岡済生会看護専門学校運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告しなければならない。

### (学校関係者評価結果の公表)

第10条 校長は、学校関係者評価結果について、運営委員会の承認を受け、公表しなければならない。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか本校の学校関係者評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 静岡済生会看護専門学校学校関係者評価実施要綱は廃止する。  
ただし、同要綱に基づき任命され委員は、任命時に本規程により続き任命されたものとする。

別表

内容	金額
報酬	10,000 円
費用弁償	交通費相当額(静岡県済生会旅費規程による)